

NPO法人ARUKAS KUMAGAYA会員規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ARUKAS KUMAGAYA(以下、「当法人」という。)の定款第6条の規定に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(定義)

第2条 全ての会員は、当法人の定款に定められた目的と事業内容を認識し、当法人の運営の基盤を支え、当法人の事業執行を通して社会全体の利益の増進に寄与する推進者又はその理解者とする。

(種別)

第3条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

総会で議決権を有する法人・団体及び個人。

(2) 賛助会員

総会で議決権を有しない法人・団体。

(3) ファンクラブ会員

総会で議決権を有しない個人。ファンクラブ会員の区分は以下の通りとする。

① スタンダード会員 高校生以上

② 小中学生会員 中学生以下

(会員の権利)

第4条 会員は、それぞれ次の権利を有する。

(1) 正会員

- ① 総会の議決権
- ② 総会後の懇親会への参加権
- ③ 当法人が主催するイベントへの参加権
- ④ 当法人が主催する研修会、セミナー等各種行事への優先的参加権
- ⑤ 当法人が行政等と協働する各種行事の優先的情報提供及び参加権
- ⑥ メールマガジンの受信権
- ⑦ オフィシャルグッズの特別割引価格での購入権

(2) 賛助会員

- ① 総会後の懇親会への参加権
- ② 当法人が主催するイベントへの参加権
- ③ 当法人が主催する研修会、セミナー等各種行事への優先的参加権
- ④ 当法人が行政等と協働する各種行事の優先的情報提供及び参加権
- ⑤ メールマガジンの受信権
- ⑥ オフィシャルグッズの特別割引価格での購入権

(3) ファンクラブ会員

- ① 当法人が主催し、指定するイベントへの参加権
- ② メールマガジンの受信権
- ③ オフィシャルグッズの特別割引価格での購入権

(会員証の発行)

第5条 会員にはその種別に応じて、会員であることを証明する会員証を発行する。

- 2 会員証の紛失、盗難、破損、汚損等により会員が再発行を希望する場合には、当法人が承認した場合に限り会員証を再発行する。この場合、会員は再発行手数料として1,000円の負担が生じる。

(会費の納入・会員期間)

第6条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

(法人・団体) 年会費 一口 50,000円

(個人) 年会費 一口 10,000円

(2) 賛助会員

(法人・団体) 年会費 一口 50,000円

(3) ファンクラブ会員

(スタンダード) 年会費 一口 5,000円

(小中学生) 年会費 一口 1,000円

2 入会時に納入すべき会費は、入会承認後1か月以内に納入しなければならない。

3 会費の納入は、当法人の指定する銀行口座に振り込むことにより行うものとする。尚、振り込みに係る手数料は、会員の負担とする。

4 会員の年会費の有効期間は、納入完了後より1年間とする。

5 一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

6 会員としての権利は、年会費の納入が完了した時に発生するものとする。総会への参加および総会での議決権の行使については、毎年12月31日時点で正会員であるもののみが権利を行使できるものとする。ファンクラブ会員(小中学生)が会員期間中に要件を満たさなくなった場合、次の更新時まで会員としての権利を有するものとする。

7 更新は自動更新とする。会員期間満了の1カ月前までに事務局から年会費の支払日を通知し、何ら回答が無い場合は、事務局にて更新手続きを行う。ただし、ファンクラブ会員(小中学生)については、要件を満たさなくなる年の更新時に、ファンクラブ会員(スタンダード)に継続して入会するか否かの意思確認を行い、回答が無い場合は退会扱いとする。

(会員の義務)

第7条 会員は、誓約書等所定の書類を提出しなければならない。

2 会員は、前条に定める会費等を納入しなければならない。

3 会員は、この規程のほか、定款及び理事会の定めるその他の規程及び規則又は法令を遵守しなければならない。

4 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当法人へ届け出なければならない。

第3章 入会及び退会

(入会手続)

第8条 当法人に入会しようとする者は、入会申請書に關係書類を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 当法人は、前項の規定による入会を申請した者に対し、承認基準を満たすものとして承認したときは、申請者に入会承認通知書及び会員証を交付する。

3 当法人は、入会を認めないときは、入会不承認書により、申請者に通知する。

(退会届)

第9条 会員が当法人を退会しようとするときは、所定の退会届を提出することにより、自由に退会することができる。この場合、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

2 当法人は、退会を認めたときは、遅滞なく、その旨を会員に通知するものとする。

(入会取消し)

第10条 会員が入会承認基準の要件を欠くと認められたときは、特別な事情があると認められる場合を除き、その入会が取り消される。

(懲戒事由)

第11条 理事会は、会員が次の各号の一に該当するような場合には、本規程の定める懲戒手続に従い、懲戒処分を行う。

- (1) 定款、会員規程及び誓約書に違反する行為が認められた場合
- (2) 日本国又は他の国の刑事法規に違反する行為が認められた場合。ただし、公訴提起又は業務停止処分が取り消されたとしても、懲戒を妨げるものではない。
- (3) 懲戒処分に違反する行為が認められた場合
- (4) 懲戒手続に関する理事会の要請に対して正当な理由なく応答せず、その職務を妨害した場合
- (5) 当法人に対し、虚偽又は誤解を与える陳述行為を行った場合
- (6) 故意又は重大な過失により、当法人の信用を著しく傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合
- (7) 前各号のほか、前各号に準ずる重大な行為を行った場合

(懲戒の種類)

第12条 前条に規定する懲戒事由に該当した場合に行われる懲戒の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 改善勧告 文書又は口頭により改善を勧告する。
 - (2) 譴責 始末書を提出し、将来を戒める。
 - (3) 資格停止 6か月以内の期間で、会員資格を停止する。
 - (4) 退会処分 退会処分とする。
- 2 理事会は、前条に規定する懲戒事由に該当すると認められる場合、前項各号の処分を行う前に、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事会は、懲戒処分を行うに当たり、懲戒事由に該当するか否かの事実確認等のため、当該会員に対して、意見の聴取及び必要な資料提供を求めることができる。
- 4 理事会が、会員が懲戒事由に該当する事実を認めた場合には、本規程に定める所定の手続を経て、理事会の承認を得た後でなければ、懲戒処分を行うことはできない。

第4章 その他

(規程の改正)

第13条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。変更後の規程は、当法人の発行する機関紙等により、会員へ告知する。

(雑 則)

第14条 本規程に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、別に理事会において定める。

附 則

この規程は、2019年3月1日から適用する。